

アーキビスト認証について

国立公文書館では、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日、国立公文書館長決定）に基づき、令和2年度からアーキビストの認証を開始することになりました。

○認証アーキビストとは

アーキビスト（Archivist）とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ（Archives）において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々の方針の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

（参考）「アーキビストの認証について」<http://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>

認証アーキビストの基本的な要件

① 知識・技能

アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能が学べる大学院修士課程の科目を修得、または関係機関の研修を修了。



② 実務経験

評価選別・収集などのアーカイブズに関わる実務経験を、原則として3年以上有している。

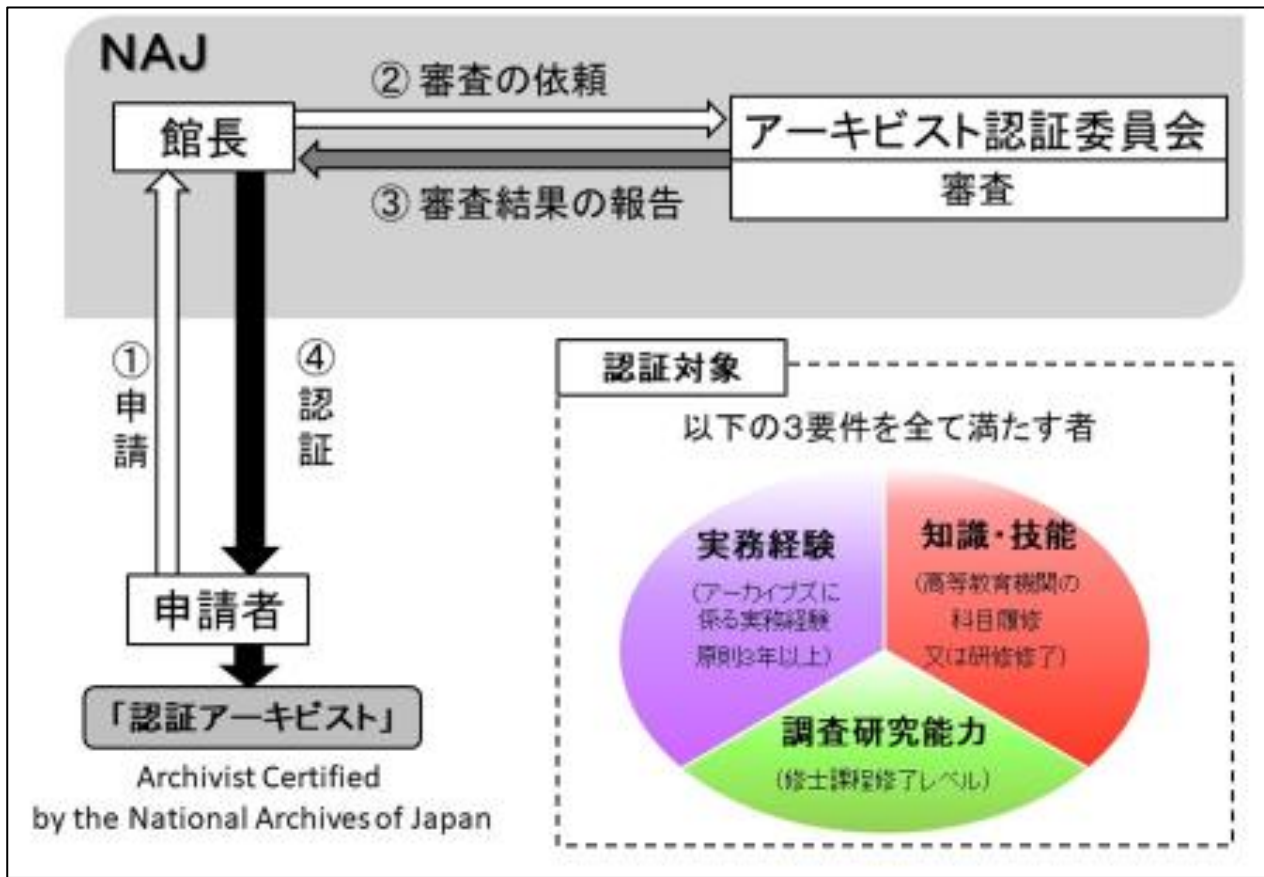


③ 調査研究能力

修士課程修了レベルの調査研究能力を有している。具体的には、修士課程相当を修了し、アーカイブズに係る調査研究実績が1点以上あることが目安。



○アーキビスト認証の仕組み



○これまでの取組

平成 26 年	アーキビストの養成に係る検討に着手
平成 29 年 5 月～	アーキビストの職務基準に関する検討会議 (計 5 回) 開催 (～平成 30 年 12 月)
平成 30 年 12 月	アーキビストの職務基準書の確定
平成 31 年 3 月～	アーキビスト認証準備委員会 (計 5 回) 開催 (～令和 2 年 3 月)
令和元年 11 月	「アーキビスト認証に関する基本的考え方」取りまとめ
令和 2 年 6 月 8 日	アーキビスト認証委員会 (第 1 回) 開催
7 月～8 月	全国の公文書館等において申請に係る説明会を実施 (全国 19 か所)
9 月 1 日	令和 2 年度認証アーキビスト申請の受付開始 (9 月 30 日まで)
10 月～12 月	アーキビスト認証委員会での審査
12 月 4 日	アーキビスト認証委員会から国立公文書館長へ審査結果の報告
12 月 15 日	申請者に対する合否結果の通知
令和 3 年 1 月 1 日	認証
1 月 8 日	認証アーキビスト名簿の公表